参考資料

改正発達障害者支援法（H28）で強化された「家族支援」について

① オンデマンド研修動画で学べる「3つのポイント」

オンデマンド配信では、制度の「理念」から「地域での実践例」までを凝縮して紹介します。

- 【厚生労働省】国の最新施策と今後の方向性
 （厚生労働省　発達障害対策専門官　西尾大輔氏）
 → 国が目指す家族支援施策と市町村に期待される役割がわかります。
- 【富山県】県内の事業推進と「ペアレントメンター派遣事業」の活用法
 （富山県障害福祉課）
 → 市町村や事業所が使える派遣事業の具体的な活用スキームを解説。
- 【実践報告】教育現場×地域でつくる支援の「つながり」
 （立山町立小学校　元校長　深山慶太氏）
 → 教育とペアレントメンターがどのように連携していったのか、生の声と具体的なステップを紹介します。

② 厚生労働省の各種事業について

発達障害児者及び家族等支援事業（地域生活支援促進事業）

改正発達障害者支援法により、市町村での「家族支援」の実施・強化が求められています。

令和8年度当初予算案　1.6億円（1.6億円）　※（）内は前年度当初予算額

【事業概要】
発達障害者の家族が互いに支え合うための活動等を行うことを目的とし、ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入、ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。
【実施主体】都道府県、市区町村　【補助率】1／2

ペアレントメンター養成等事業
・ペアレントメンターに必要な研修の実施
・ペアレントメンターの活動費の支援
・ペアレントメンター・コーディネーターの配置　等

家族のスキル向上支援事業
・保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施　等

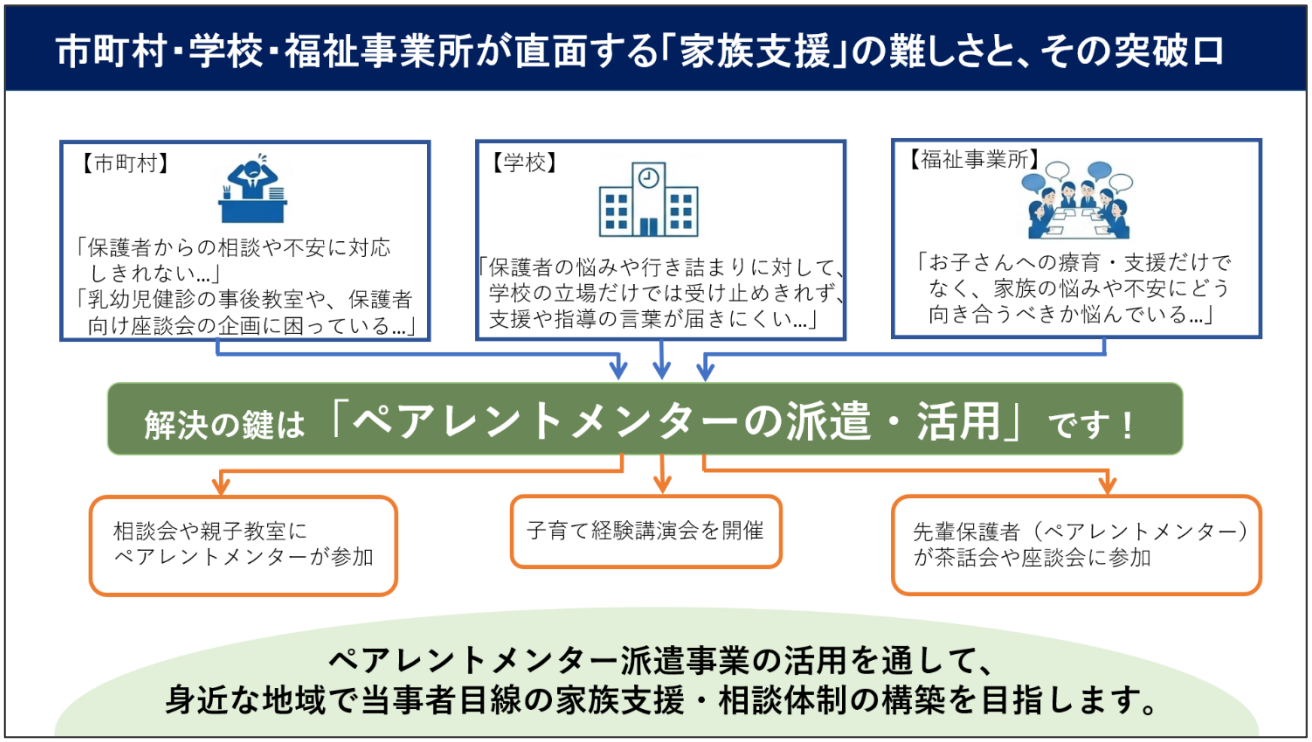
ピアサポート推進事業
・同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士、きょうだい同士等の集まる場の提供
・集まる場を提供する際の子どもの一時預かり　等

その他の本人・家族支援事業
・発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）の実施　等

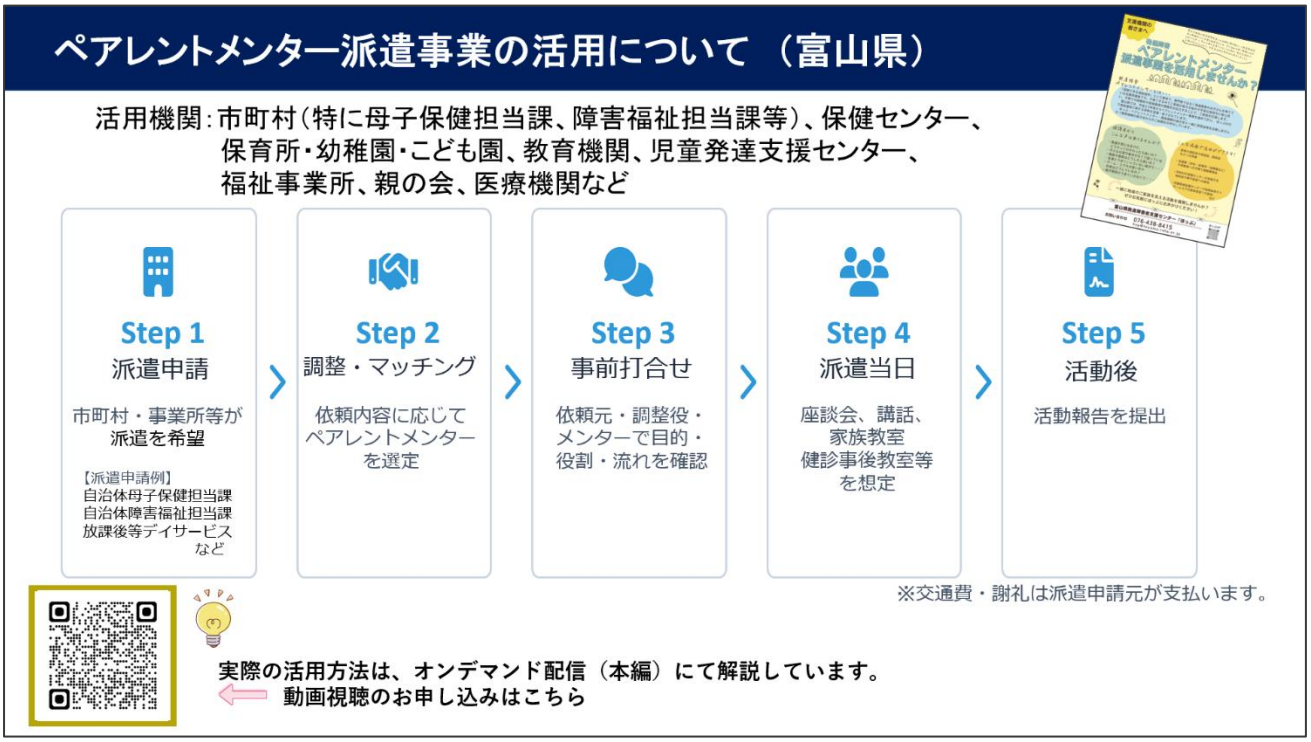
発達障害者等青年期支援事業
・ワークショップ等の開催による青年期の発達障害者同士が交流する機会の提供　等

出典：厚生労働省

③ 市町村担当者・支援者の「こんな困り感」の解決を目指します



④ ペアレントメンターの派遣・活用の流れ



当センターでは、ペアレントメンター事業が地域の身近な支援として認知されるためには、市町村の関係部署、関係機関の皆様のご理解、ご協力が不可欠だと思っております。

今後も各地域で、家族支援の取り組みが充実していくよう普及啓発に取り組んでいきたいと考えております。